

第1部

兵庫県の環境問題の動向と取り組みの概要

第1章 兵庫県の環境問題と環境政策の方向性

第1節 兵庫県の環境問題

第1 環境問題の動向

兵庫県では、昭和30年代から40年代にかけて、高度経済成長とともに阪神や播磨等の瀬戸内海沿岸部の工業地帯を中心とした産業活動に伴う大気・水等の生活環境の汚染や大規模な開発に伴う自然環境の破壊といった公害問題が生じた。

大気汚染は、石炭から石油へとエネルギー源の転換により、粉じんから硫黄酸化物を中心としたものへと質的に変化するとともに、工場や自動車などから排出される窒素酸化物による汚染が進み、やがて光化学スモッグの発生をもたらした。

また、工場等の排水が流入する河川や瀬戸内海の汚濁が進み、昭和40年代には瀬戸内海のほぼ全域で赤潮が頻繁に発生するようになり、漁業資源に重大な影響を及ぼすとともに、P C Bによる環境汚染が社会問題となるなど、公害発生の広域化、形態の多様化が進んだ。

これらの公害問題に対して、総合的な対策を実施するための早急な法的整備が求められる中、兵庫県においては、国に先んじて「公害防止条例」（昭和40年）や「自然環境保全条例」（昭和46年）を制定し、先進的に公害対策を展開してきた。

国における「公害対策基本法」（昭和42年）や「自然環境保全法」（昭和47年）の制定後は、これらの法と条例の体系のもと、県が独自に、あるいは、国等と連携しながら環境問題の解決に取り組み、各分野でのよりきめ細やかな規制等の対策を推進してきた。

また、環境保全のための行政の一元化を図るため、国が昭和46年7月に環境庁を設置したことに対応して、行政組織を整備充実し、昭和48年度には環境行政を一元的に展開するために生活部に環境局を設置し、以降、再編成はあるものの、現在の環境行政の機構が整った。

その後、昭和50年代の後半には、二度の石油危機の後、高度成長の時代が終わり、省エネルギーが進んだこととあいまって、瀬戸内海沿岸部の工業地帯を中心とした大気汚染、瀬戸内海の水質汚濁等の産業型公害については、総体的にはかなりの改善効果をみたところである。

第2 新たな環境問題の顕在化

ところが、人口増加や社会経済のグローバル化、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルなどが進むに

つれて、環境問題は質、量ともに様変わりした。従来の産業型公害から、自動車の排ガスや生活排水、廃棄物等を中心とした生活型公害へと変容するとともに、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、生物多様性の減少、残留性有機汚染物質等の地球環境問題がクローズアップされてきている。

これらの環境問題は、通常の事業活動や日常生活に起因するさまざまな要因が複雑に絡み合うことにより生じている。このため、従来の一定規模以上の事業者を対象にした排出規制を中心とする公害対策や、地域指定に基づく土地利用規制を中心とする自然環境保全対策では、十分な対応が取れない状況となっている。

また、地球環境問題は、その影響が国境を越えて地球全体に及ぶ空間的な広がりを持つのはもちろんのこと、将来の世代にわたる時間的な広がりをも併せ持っている。よって、汚染原因の特定が比較的容易な産業型公害とは異なり、社会的被害の因果関係を明確にすることが困難である。

しかし、地球環境は加速度的に悪化しており、現状の社会を続けると、やがて取り返しのつかない段階に突入することが予想される。もはや対策を先延ばしにすることはできない。

こうした状況を開拓し、持続可能な社会への移行を進めていくためには、県民、事業者、行政等のパートナーシップにより、環境問題の解決に向けた施策を推進していくとともに、各行動主体の意識改革を進め、環境に配慮する行動規範（環境倫理）の確立を図っていく必要がある。そして何より重要なのは、私たち一人ひとりが、この「かけがえのない地球」を未来の世代へと引き継ぐため、環境問題の解決へ向けた取り組みを始めることである。

第2節 環境政策の方向性

第1 環境の保全と創造に関する条例の施行

県では、これまでの環境政策の歩みを基礎として、循環・蓄積型の社会経済システムへの変革や新しいライフスタイルの創造を基調に置き、日本の縮図ともいえる多様な自然環境や社会環境等の環境特性を踏まえた、新たな課題に対応可能な環境政策を展開していくため、社会の構成員すべての参画と協働のもとに、自然と共生した持続発展可能な社会（環境適合型社会）を形成することを目指して「環境の保全と創造に関する条例」を平成7年7月に制定した。

この条例は、環境問題に取り組むための基本的な考え方や方針を明らかにした「理念条例」としての性格に併せ、「公害防止条例」、「自然環境保全条例」、「全県全土公園化の推進に関する条例」の内容を受け継ぐとともに、自動車、ごみ等の都市・生活型公害、温暖化、オゾン層破壊等の地球環境問題、身近な自然の確保、良好な生活環境の確保等の快適環境の創造等の新たな課題についての具体的な実効性のある施策を盛り込んだ「実体条例」としての性格も有している。県では、これにより、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するための施策を総合的に推進していくこととしている。

第2 兵庫県環境基本計画の策定

この条例に基づき、環境政策の長期的な目標とその達成に向けた施策の方向などを明らかにした「兵庫県環境基本計画」を平成8年6月に策定した。

この計画においては、①社会の構成員すべての参画と協働、②循環を基調とする地域環境への負荷の低減、③豊かで多様な自然環境の保全、④ゆとりと潤いのある美しい環境の創造、⑤地域からの地球環境保全の推進を目標として掲げ、環境に適合した経済社会システムを形成するとともに、これらの活動の基盤となる県土空間を環境に適合したものにするため、県土の環境特性を踏まえた施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。

なお、近年新たに生じてきた環境問題に的確に対応し、21世紀の環境適合型社会の実現をめざして、「兵庫県環境基本計画」の見直しを行い、新しい環境の保全と創造に関する指針となる「新兵庫県環境基本計画（仮称）」を平成13年度中に策定する予定である。

環境政策の基本的方向

